

令和4年2月22日

第1回廿日市市議会議案説明書

(第1回定例会)

廿日市市

第1回廿日市市議会議案説明書目次

報告第3号	専決処分事項の報告について	1
報告第4号	専決処分事項の報告について	3
報告第5号	専決処分事項の報告について	5
議案第13号	廿日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	7
議案第14号	廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例	9
議案第15号	廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例	13
議案第16号	職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例	15
議案第17号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第18号	廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例	21
議案第19号	廿日市市部設置条例の一部を改正する条例	23
議案第20号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第21号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第22号	廿日市市支所設置条例の一部を改正する条例	29
議案第23号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	31
議案第24号	廿日市市市民活動センター条例の一部を改正する条例	33
議案第25号	廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例	37
議案第26号	廿日市市火葬場設置及び管理条例の一部を改正	39

	する条例	
議案第 2 7 号	廿日市市福祉事務所設置条例の一部を改正する 条例 4 1
議案第 2 8 号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例 4 3
議案第 2 9 号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に 関する条例の一部を改正する条例 4 5
議案第 3 0 号	廿日市市歴史民俗資料館条例の一部を改正する 条例 4 9
議案第 3 1 号	廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等 に関する条例の一部を改正する条例 5 1
議案第 4 3 号	過疎地域持続的発展計画の変更について 5 3
議案第 4 4 号	市道路線の認定及び廃止について 5 5
議案第 4 5 号	公の施設の指定管理者の指定について 5 7
議案第 4 6 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について 5 9
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて 6 1

(報告第 3 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(課 税 課)

1 専決処分した理由

令和 3 年 5 月 1 日付けで行った令和 3 年度分の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分において、固定資産の所有者として登記されている者が死亡し、その相続人も死亡又は相続放棄しているところ、これらの者の法定相続人とならない親族の に誤って賦課決定したことに伴い、同人は当該固定資産の相続手続に係る調査を要することとなった。

この課税誤りによる損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 97,261 円

3 専決処分年月日

令和 4 年 2 月 1 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 50 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を

決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

(報告第 4 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

令和 3 年 1 1 月 1 3 日 廿日市市物見西三丁目地内に設置していたカーブミラーの支柱が、腐食のため根元で折損し、倒れた際に、付近民地内に駐車してあった軽乗用自動車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 2 9 4 , 8 0 0 円

3 専決処分年月日

令和 4 年 1 月 2 1 日

4 根拠法令

報告第 3 号説明書に同じ。

5 参照法令

国家賠償法

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(報告第 5 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(消 防 本 部)

1 専決処分した理由

令和 3 年 1 2 月 8 日 廿日市消防署西分署の職員が、救急搬送用務終了後、帰庁のため、救急車を運転して広島赤十字・原爆病院の駐車場で右折した際、同駐車場に駐車してあった軽貨物自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 1 1 5 , 4 4 5 円

債 権 者 広島市中区大手町五丁目 8 番 2 7 号

有限会社 鷹の橋食品センター

代表取締役 青 木 清 英

3 専決処分年月日

令和 4 年 1 月 1 7 日

4 根拠法令

報告第 3 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 3 号説明書に同じ。

(議案第 1 3 号)

廿日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(人 事 課)

1 制定の理由

スポーツと地域づくりを一体的に推進することを目的として、教育に関する事務のうち、スポーツに関することを市長が管理し、及び執行しようとするものである。

2 条例の内容

(1) スポーツに関する事務の職務権限の特例（本則関係）

学校における体育に関することを除き、スポーツに関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

(2) 関係条例の改正（附則第 3 項から第 8 項まで関係）

次のとおり関係条例の規定の整理を行う。

条 例 名	内 容
廿日市市社会体育施設設置及び管理条例	施設の管理を市長が行うこととし、その他必要な規定を整理する。
廿日市市スポーツ推進審議会条例	審議会の委員の任命を市長が行うこととし、その他必要な規定を整理する。
廿日市市吉和プール条例	施設の管理を市長が行うこととし、その他必要な規定を整理する。
廿日市市大野体育館等設置及び管理条例	
廿日市市サッカー場設置及び管理条例	施設の指定管理者の指定を市長が行うこととし、その他必要な規定を整理する。
廿日市市パークゴルフ場設置及び管理条例	

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

4 根拠法令

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第23条 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

(2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

(2) 地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

④ 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

(3) スポーツ基本法

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(議案第14号)

廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例

(地域政策課)

1 制定の理由

地域の生涯学習及びまちづくりの振興を図るとともに、ふれあいと交流を促進し、多様な主体の協働による地域の活力を創出するため、廿日市市吉和ふれあい交流センターを設置し、その管理に関して必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 吉和ふれあい交流センターの名称及び位置

ア 名称 廿日市市吉和ふれあい交流センター

イ 位置 廿日市市吉和1886番地1

(2) 事業

ア 生涯学習の推進に関すること。

イ 多様な主体の協働によるまちづくり活動の支援に関すること。

ウ 市民と来訪者との交流促進に関すること。

エ 地域の活力を創出する事業の実施に関すること。

オ 吉和ふれあい交流センターの目的を達成するために必要な事業に関すること。

(3) 開館時間

午前9時から午後9時30分まで

(4) 休館日

ア 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(5) 施設等の使用料

	基本使用料
--	-------

区 分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
研修室 1	380円	430円	490円	870円	920円	1,360円
研修室 2	560円	640円	720円	1,280円	1,360円	2,000円
研修室 3	540円	620円	700円	1,250円	1,330円	1,960円
和室 1	170円	190円	220円	390円	420円	620円
和室 2	170円	190円	220円	390円	420円	620円
調理室	510円	580円	660円	1,170円	1,250円	1,840円
ギャラリーホール	420円	480円	540円	970円	1,030円	1,510円
備考						
<p>1 使用者が吉和ふれあい交流センターを営利目的で使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。</p> <p>2 使用許可時間又はこの表に定める使用時間を超過して使用する場合における使用料の額は、超過時間1時間までごとに、当該使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。</p> <p>3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>						

(6) 指定管理者による管理等

ア 吉和ふれあい交流センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができる。

イ 指定管理者が吉和ふれあい交流センターの管理を行う場合には、吉和ふれあい交流センターを利用する者が納付する利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

(7) 指定管理者の指定

市長は、指定管理者の指定に係る申請書が提出されたときは、市長が定める基準によって申請の内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(8) 指定管理者が行う業務

ア (2)に掲げる事業に関する業務

イ 利用の許可に関する業務

ウ 利用料金の徴収に関する業務

エ 施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

オ 吉和ふれあい交流センターの運営に関して市長が必要と認める業務

(9) 関係条例の改正

ア 廿日市市市民センター条例の一部を改正し、吉和市民センターを廃止する。

イ 廿日市市地域保健センター設置及び管理条例の一部を改正し、廿日市市吉和保健センターを廃止する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年5月1日

(2) 準備行為

使用の許可及び指定管理者の指定並びにこれらに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日の前においても行うことができるものとする。

4 根拠法令

地方自治法

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項について

は、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

④ 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

⑧ 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

⑨ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(議案第15号)

廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(総務課)

1 提案の要旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されたことなどに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

令和4年4月1日

3 根拠法令

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

(議案第16号)

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

〔 人 事 課 〕
〔 税 制 収 納 課 〕
〔 公 平 委 員 会 〕

1 改正の理由

行政手続の効率化を図ることなどを目的に、押印の見直しなどを行う
うとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正

新たに職員となった者の服務の宣誓について、任命権者等の面前に
おいて宣誓書に署名すること及び宣誓書への押印を廃止し、宣誓書を
提出することとする。

(2) 固定資産評価審査委員会条例の一部改正

ア 固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出に係る審
査申出書への審査申出人の押印を廃止する。

イ 固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出に係る審
査申出人の口頭による意見陳述の調書等について、意見を聴いた委
員等及び調書を作成した書記の署名押印を廃止し、当該委員等及び
書記の氏名を記載することとする。

ウ 固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出に係る口
頭審理の口述書への提出者の署名押印を廃止する。

(3) 廿日市市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正

新たに委員となった者の服務の宣誓について、市長の面前において
宣誓書に署名すること及び宣誓書への押印を廃止し、宣誓書を提出す
ることとする。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 根拠法令

(1) 地方公務員法

第9条の2

⑫ 第30条から第38条までの規定は常勤の人事委員会の委員の服務について、第30条から第34条まで、第36条及び第37条の規定は非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務について、それぞれ準用する。

第31条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(2) 地方税法

第436条 この法律に規定するもののほか、固定資産評価審査委員会の審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

(議案第17号)

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告などを考慮し、職員の期末手当の支給割合を改定するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 期末手当の支給割合の改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案
6 月	100分の127.5	100分の120
1 2 月	100分の127.5	100分の120

イ 再任用職員の勤末手当の支給割合の改定

再任用職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案
6 月	100分の72.5	100分の67.5
1 2 月	100分の72.5	100分の67.5

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案
6 月	100分の167.5	100分の162.5
1 2 月	100分の167.5	100分の162.5

(3) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額について、(1)及び(2)によって算出した期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当

に次の割合を乗じて得た額を減額する。

令和3年12月1日における職員の区分	割合
再任用職員及び特定任期付職員以外の職員	127.5分の15
再任用職員	72.5分の10
特定任期付職員	167.5分の10

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(議案第18号)

廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

教育に関する事務のうち、スポーツに関することを市長が管理し、及び執行することなどにより、条例で定める職員の定数を次のように改正しようとするものである。

区 分	現 行	改正案	増 減
市長の事務部局の職員 (福祉に関する事務所の所 員を含む。)	784人	789人	5人
教育委員会の事務部局及び 教育機関の職員	81人	76人	△5人

2 施行期日

令和4年4月1日

3 根拠法令

(1) 地方自治法

第172条

③ 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

(2) 社会福祉法

第16条 所員の定数は、条例で定める。(以下略)

(3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第19条 前条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

第31条

③ 前2項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合

を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(議案第19号)

廿日市市部設置条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

人口減少、少子化、超高齢社会の進展など、社会経済情勢の変化を見据え、限られた経営資源の中、多様化・複雑化する行政課題や市民ニーズに即応した施策を総合的かつ効果的に展開できるよう組織の再編整備を行おうとするものである。

現 行		改 正 案	
名 称	分 掌 事 務	名 称	分 掌 事 務
総務部	(1) 議会及び法制その他市の行政一般に関すること。 (2) 防災に関すること。 (3) 秘書に関すること。 (4) 行政組織並びに職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (5) 情報化に関すること。 (6) 税務に関すること。 (7) 他の部の所掌に属しない事務に関すること。	総務部	(1) 議会及び法制その他市の行政一般に関すること。 (2) 防災に関すること。 (3) 秘書に関すること。 (4) 行政組織並びに職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (5) 情報システムに関すること。 (6) 税務に関すること。 (7) 他の部の所掌に属しない事務に関すること。
自治振興部	(1) 自治振興及び地域協働の推進に関すること。 (2) 交通安全に関すること。 (3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。 (4) 人権施策の推進及び総合調整に関するこ	地域振興部	(1) 地域振興及び地域協働の推進に関すること。 (2) スポーツに関すること。
		生活環境部	(1) 環境の保全に関する行政の総合調整及び公害の防止に関すること。 (2) 市民の生活相談及び

	と。		交通安全に関すること。
環境産業部	(1) 商工業及び労働に関すること。 (2) 観光に関すること。 (3) 農畜産業、林業及び水産業に関すること。 (4) 環境の保全に関する行政の総合調整及び公害の防止に関すること。		(3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。 (4) 人権施策の推進及び総合調整に関すること。 (5) 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療に関すること。
		産業部	(1) 商工業及び労働に関すること。 (2) 観光に関すること。 (3) 農畜産業、林業及び水産業に関すること。
福祉保健部	(1) 社会福祉に関すること。 (2) 保健衛生に関すること。 (3) 高齢者対策に関すること。 (4) 社会保障に関すること。	健康福祉部	(1) 社会福祉に関すること。 (2) 保健衛生に関すること。 (3) 介護保険に関すること。

2 施行期日

令和4年4月1日

3 根拠法令

地方自治法

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

(議案第20号)

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

廿日市市特別職報酬等審議会の答申に基づき、一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に準じて、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 期末手当の支給割合の改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案
6 月	100分の222.5	100分の215
1 2 月	100分の222.5	100分の215

(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額について、(1)によって算出した期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当に222.5分の15を乗じて得た額を減額する。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方自治法

第203条

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助

機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 2 1 号)

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を目的に、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じようとするものである。

2 改正の内容

(1) 非常勤職員の育児休業等の取得要件のうち、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上であることとする要件を廃止する。

(2) 任命権者は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を次のように講じなければならないこととする。

ア 妊娠又は出産等を申し出た職員に対する育児休業に関する制度の周知及び育児休業の承認の請求に係る意向を確認するための面談等の実施

イ 職員に対する育児休業に係る研修の実施

ウ 育児休業に関する相談体制の整備

エ その他育児休業に係る勤務環境の整備

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 根拠法令

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律

第2条 職員（第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任

を受けた者をいう。以下同じ。)の承認を受けて、当該職員の子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下同じ。)を養育するため、当該子が3歳に達する日(非常勤職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日(当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日))まで、育児休業をすることができる。(以下略)

第19条 任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会)は、職員(育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として条例で定める職員を除く。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期(非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))にあつては、3歳)に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないこと(以下この条において「部分休業」という。)を承認することができる。

(2) 地方公務員法

第24条

⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(議案第 2 2 号)

廿日市市支所設置条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

廿日市市吉和支所を移転することに伴い、その位置を次のとおり変更しようとするものである。

現 行	改 正 案
廿日市市吉和 3 4 2 5 番地 1	廿日市市吉和 1 8 8 6 番地 1

2 施行期日

令和 5 年 5 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 1 5 5 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

② 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 2 3 号)

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

職員の給与に関する条例の期末手当の支給割合が改定されることを踏まえ、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、一般職の職員の期末手当に勤勉手当を併せた支給割合の改定率を考慮して改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案
6 月	100分の127.5	100分の122.5
1 2 月	100分の127.5	100分の122.5

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 2 0 3 条の 2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第 1 項の者のうち地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(議案第24号)

廿日市市民活動センター条例の一部を改正する条例

(協働推進課)

1 改正の理由

廿日市市民活動センターの管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 指定管理者制度の導入に伴い、指定の手續、管理の基準等を次のように定める。

ア 指定管理者の指定の申請（第12条関係）

指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書等を添付して市長に提出しなければならない。

イ 指定管理者の指定（第13条関係）

市長は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる事項等を基準として申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る施設の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者として指定する。

(ア) 事業計画書の内容が、市民活動センターの利用者の平等な利用を確保できるものであること。

(イ) 事業計画書の内容が、市民活動センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(ウ) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

ウ 管理の基準（第5条及び第6条関係）

開館時間及び休館日を条例で定めることとし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間

及び休館日を変更することができる。

エ 指定管理者が行う業務（第14条関係）

指定管理者は、市民活動センターの利用の許可に関する業務、施設等の維持管理に関する業務等を行う。

オ 指定管理者の義務等

(ア) 事業報告書の作成及び提出（第15条関係）

指定管理者は、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(イ) 業務報告の聴取等（第16条関係）

市長は、市民活動センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(ウ) 指定の取消し等（第17条関係）

a 市長は、指定管理者が(ア)又は(イ)に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることができる。

b 市は、指定を取り消し、又は業務の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(2) 利用料金制度の導入に伴い、利用料金に関する規定を次のように定める。（第11条関係）

ア 市民活動センターを利用する者が納付する利用料金を定め、指定管理者の収入とする。

イ アの利用料金の額は、条例に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める。

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 準備行為

指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日の前においても行うことができるものとする。

4 根拠法令

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

④ 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

⑧ 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

⑨ 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(議案第 25 号)

廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

(環境政策課)

1 提案の要旨

地元管理委員会で管理を行っている川末墓地及び中小路墓地について、公の施設としての墓地を廃止しようとするものである。

2 施行期日

公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日

3 根拠法令

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 2 6 号)

廿日市市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例

(環 境 政 策 課)

1 提案の要旨

廿日市市火葬場西浄苑を廃止することに伴い、火葬場の名称及び位置に係る規定などを改正しようとするものである。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

3 根拠法令

議案第 2 5 号説明書に同じ。

(議案第 27 号)

廿日市市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

(福祉総務課)

1 提案の要旨

廿日市市福祉事務所を移転することに伴い、その位置を次のとおり変更しようとするものである。

現 行	改 正 案
廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号	廿日市市新宮一丁目 1 3 番 1 号

2 施行期日

令和 4 年 5 月 2 日

3 根拠法令

社会福祉法

第 14 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

(議案第 28 号)

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 改正の理由

広島県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率並びに減額に関する規定を改正するとともに、地方税法の一部が改正されたことに伴い、未就学児の均等割保険税の軽減措置を講じようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を次のとおり改める。

区 分	現 行	改 正 案
被保険者均等割額 (被保険者 1 人につき)	9,700 円	10,300 円
世帯別平等割額 (1 世帯につき)	6,400 円	6,600 円

- (2) 国民健康保険の被保険者のうち、40歳以上65歳未満の被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額の税率及び被保険者均等割額を次のとおり改める。

区 分	現 行	改 正 案
所得割額の税率	100 分の 1.9	100 分の 2.1
被保険者均等割額 (被保険者 1 人につき)	9,400 円	10,600 円

- (3) (1)の世帯別平等割額の改正に伴い、特定世帯及び特定継続世帯の国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を改正する。

- (4) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の減額賦

課について、(1)及び(3)の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改正に伴い、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から減額する額を改正する。

(5) 国民健康保険の被保険者のうち、40歳以上65歳未満の被保険者に係る介護納付金課税額の減額賦課について、(2)の被保険者均等割額の改正に伴い、被保険者均等割額から減額する額を改正する。

(6) 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児がある場合には、当該未就学児に係る被保険者均等割額について、当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額することとする。

(7) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

(議案第 29 号)

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の
一部を改正する条例

(都 市 計 画 課)

1 改正の理由

都市計画法及び都市計画法施行令の一部が改正されたことに伴い、市街化調整区域における開発行為等の許可の基準に関する規定を改正しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 市街化調整区域における開発行為等の許可の対象として指定する区域から次に掲げる区域(市長が別に定める区域を除く。)を除くものとする。

ア 災害危険区域

イ 地すべり防止区域

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域

オ 浸水被害防止区域

カ 浸水想定区域のうち、洪水、雨水出水又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

(2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 根拠法令

(1) 都市計画法

第34条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為(主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。)については、当該申請に係る開発行為及びその申請の

手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

- (11) 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの
- (12) 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められる開発行為として、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの
- (2) 都市計画法施行令

第36条 都道府県知事（指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この項において同じ。）は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、法第43条第1項の許可をしてはならない。

- (3) 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物が次のいずれかに該当すること。

ハ 建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められる建築物の新築、改築

若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として、都道府県の条例で区域、目的又は用途を限り定められたもの。この場合において、当該条例で定める区域には、原則として、第29条の9各号に掲げる区域を含まないものとする。

(議案第30号)

廿日市市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

(教育委員会)

1 提案の要旨

吉和歴史民俗資料館を移転することに伴い、その位置を次のとおり変更しようとするものである。

現 行	改 正 案
廿日市市吉和3523番地1	廿日市市吉和1886番地1

2 施行期日

令和5年5月1日

3 根拠法令

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(2) 地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 3 1 号)

廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
の一部を改正する条例

(消 防 本 部)

1 改正の理由

非常勤消防団員の処遇改善を図るなどのため、非常勤消防団員の報酬の額を改定するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 非常勤消防団員の年額報酬の額を次のとおり改定する。

階 級	現 行	改正案
分団長	49,000 円	50,500 円
副分団長	41,500 円	45,500 円
部長	33,500 円	39,000 円
班長	31,500 円	37,000 円
団員	26,000 円	36,500 円
機能別団員	10,000 円	14,000 円

(2) 非常勤消防団員の出勤報酬の額を次のとおり定める。

区 分	単 位	金 額	摘 要
災害の場合	1 日	8,000 円	ただし、1 日当たりの職務に従事する時間が 4 時間以下の場合は、4,000 円とする。
警戒、訓練等の場合	1 日	3,500 円	ただし、廿日市市域外において職務に従事する場合は、7,000 円とする。

(3) 出動手当、警戒手当、訓練手当、技術手当、賄手当及び船賃を廃止する。

(4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 根拠法令

消防組織法

第23条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

(議案第 4 3 号)

過疎地域持続的発展計画の変更について

(経 営 政 策 課)

1 変更の理由

過疎地域の持続的発展に寄与する目的で、小中学校特別教室空調設備整備事業を過疎地域持続的発展計画に加えるため、当該計画を変更しようとするものである。

2 変更の内容

教育の振興の計画に小中学校特別教室空調設備整備事業を加える。

3 根拠法令

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

第 8 条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

第 1 項及び前 3 項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(議案第44号)

市道路線の認定及び廃止について

(維持管理課)

1 提案の要旨

(1) 市道路線の認定

事業計画のある道路の整備により既存道路の終点の変更が必要となった道路などを、次のとおり市道路線に認定する。

認定する路線		認定の理由
番号	路線名	
1423	堂垣内広池山線	事業計画のある道路の整備により既存道路の終点の変更が必要となったため
1438	中道5号支線	寄附を受ける既設道路を市道とするため
1439	神路1号支線	
2221	土居線	
3020	田尻細井原線	道路の整備により既存道路の終点の変更が必要となったため
4019	赤崎3号線	事業計画のある道路の整備により既存道路の起点の変更が必要となったため
4674	熊ヶ浦2号線	生活道の形態を呈している道路を市道とするため

(2) 市道路線の廃止

(1)の新たな市道路線の認定に伴い、路線が重複する市道路線を次

のとおり廃止する。

廃止する路線		廃止の理由
番号	路線名	
1423	堂垣内広池山線	路線が重複することとなるため
3020	田尻細井原線	
4019	赤崎3号線	

2 根拠法令

道路法

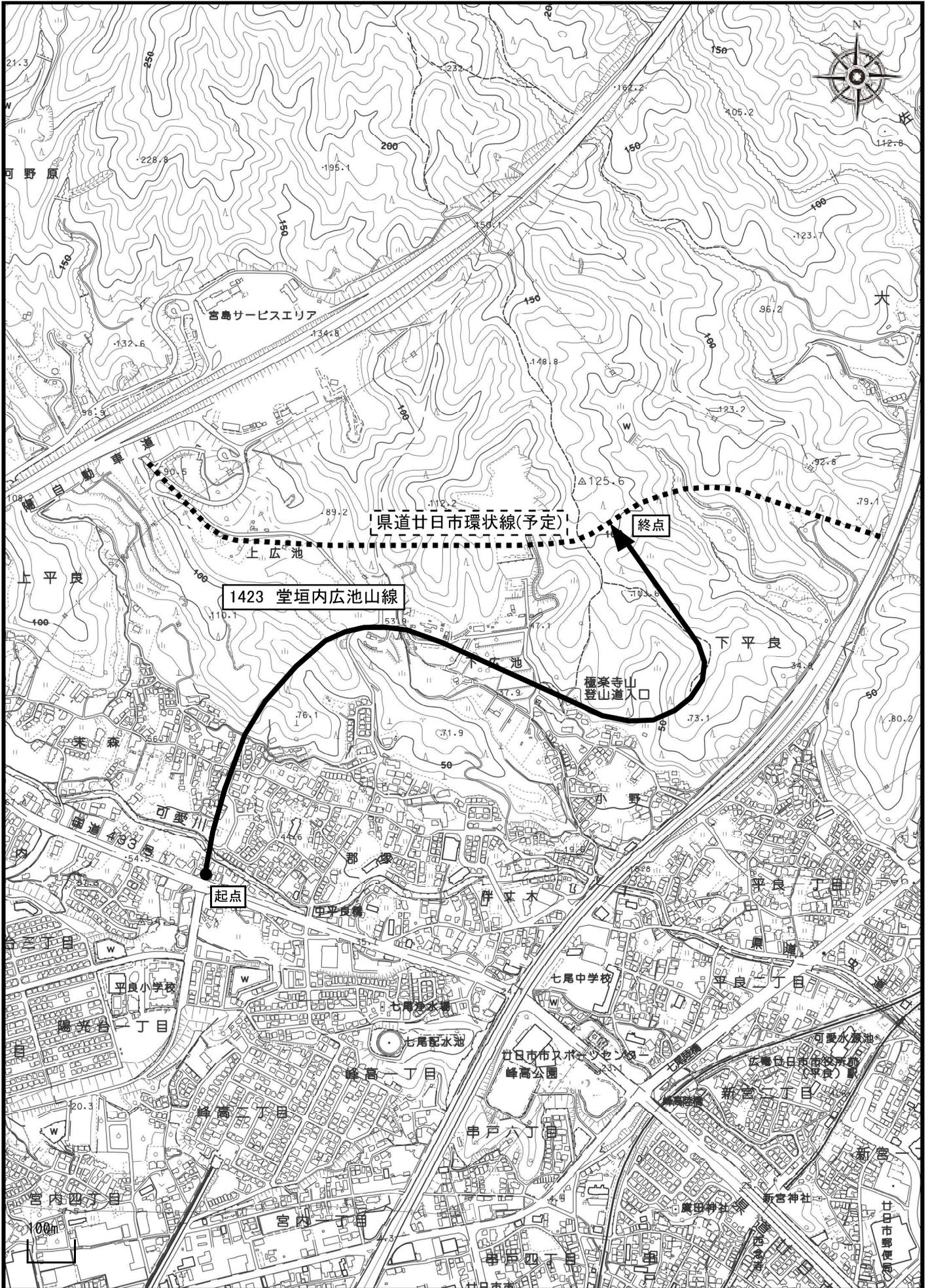
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

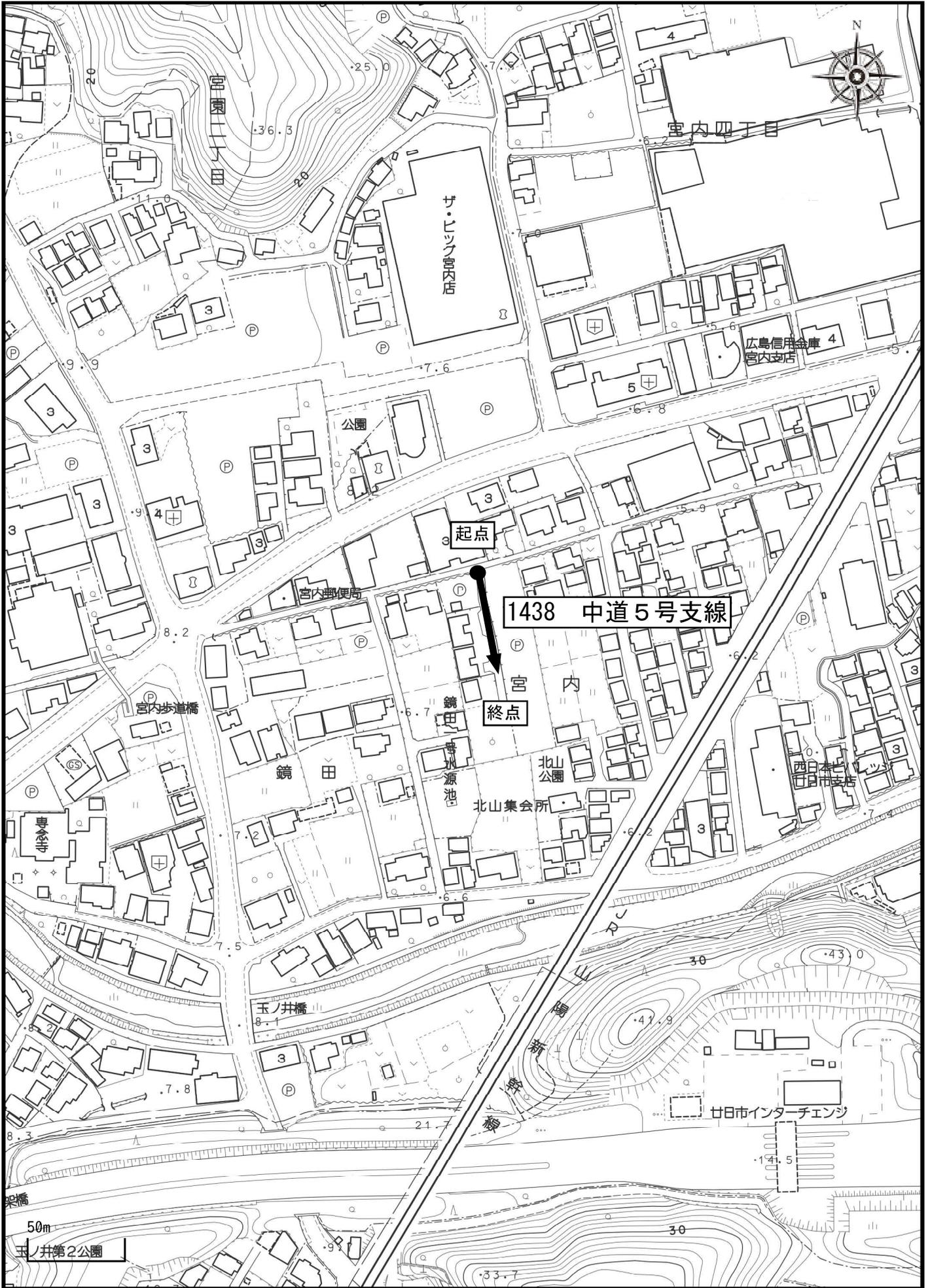
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

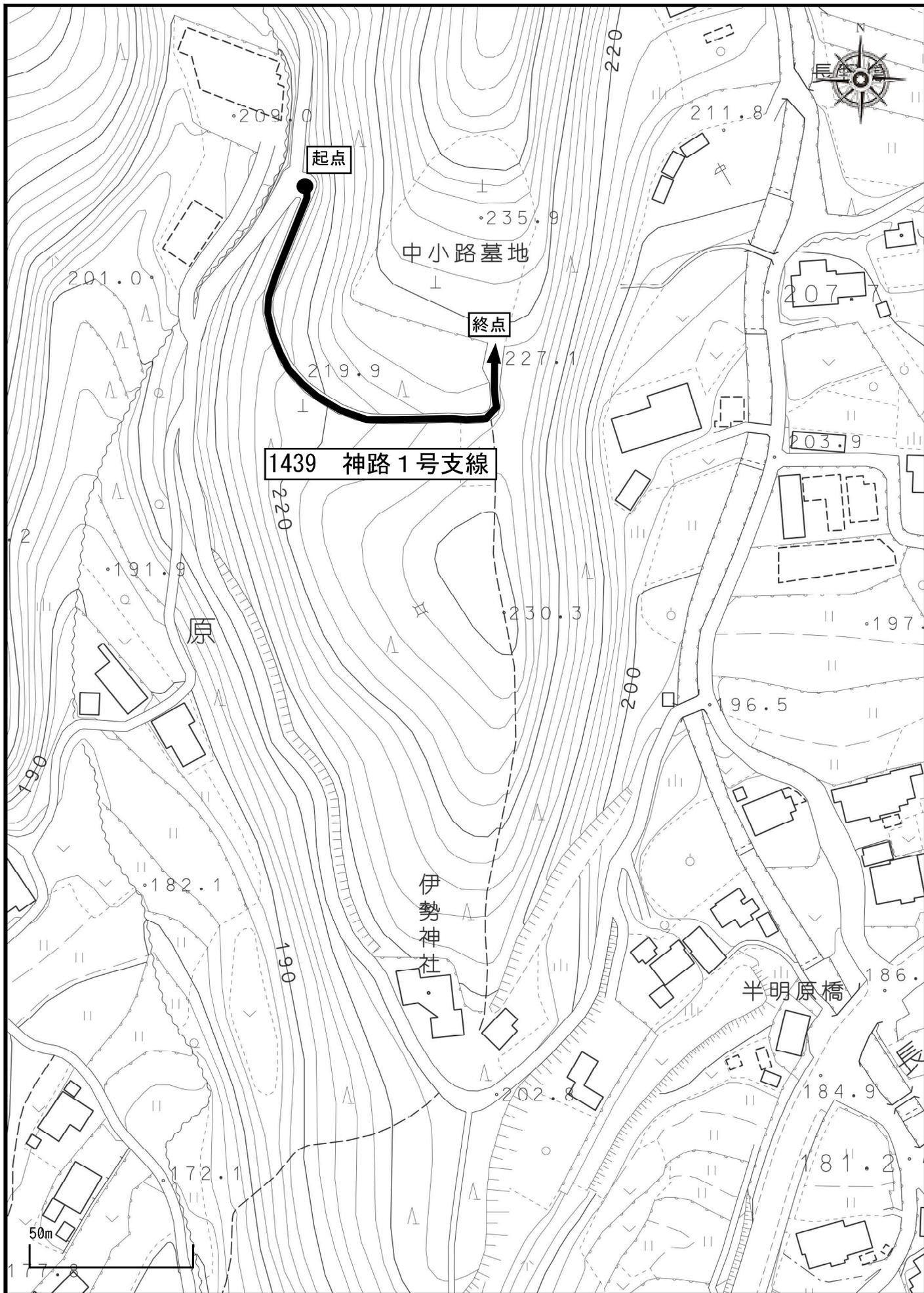
認定路線図 1



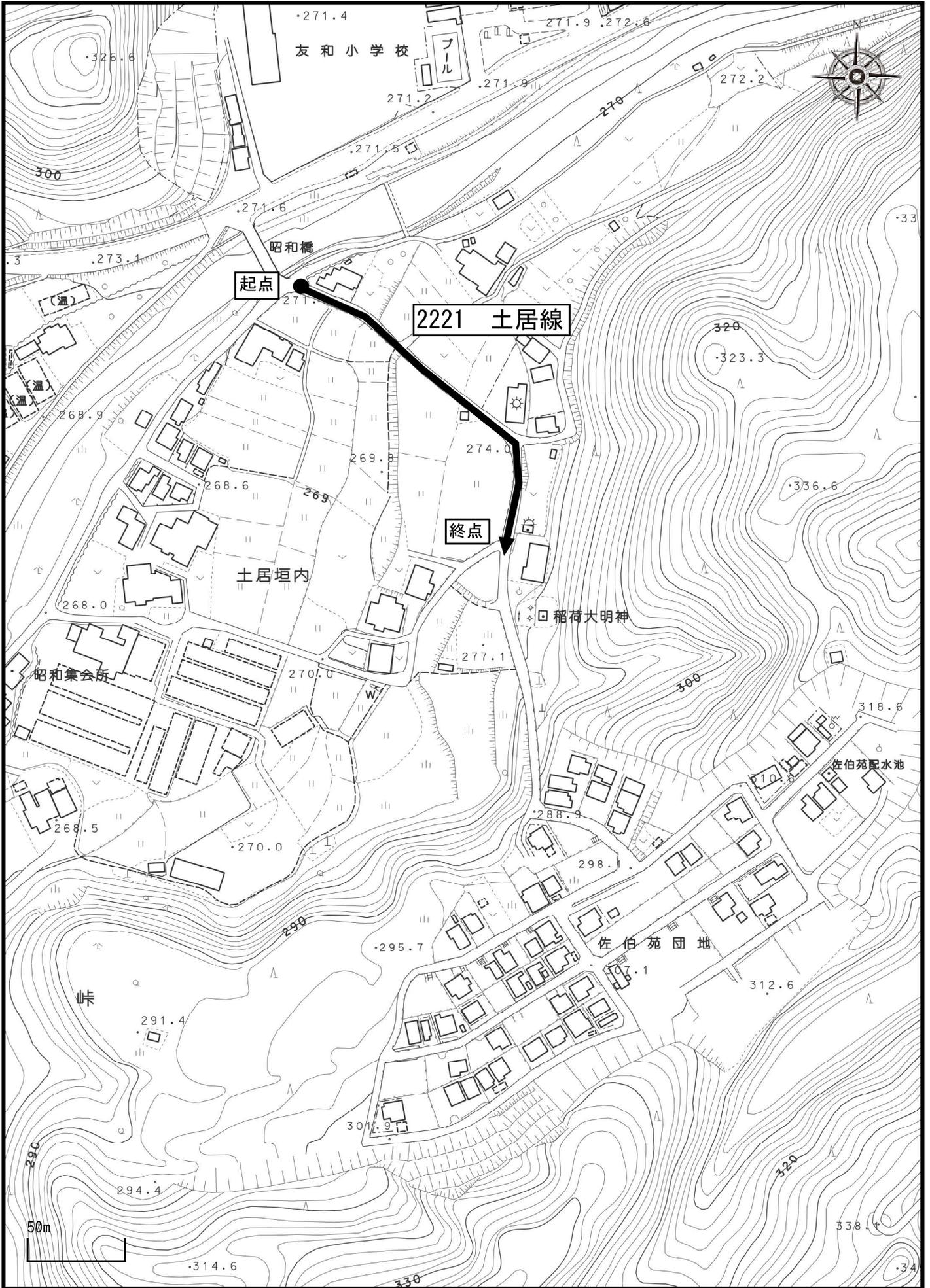
認定路線図 2



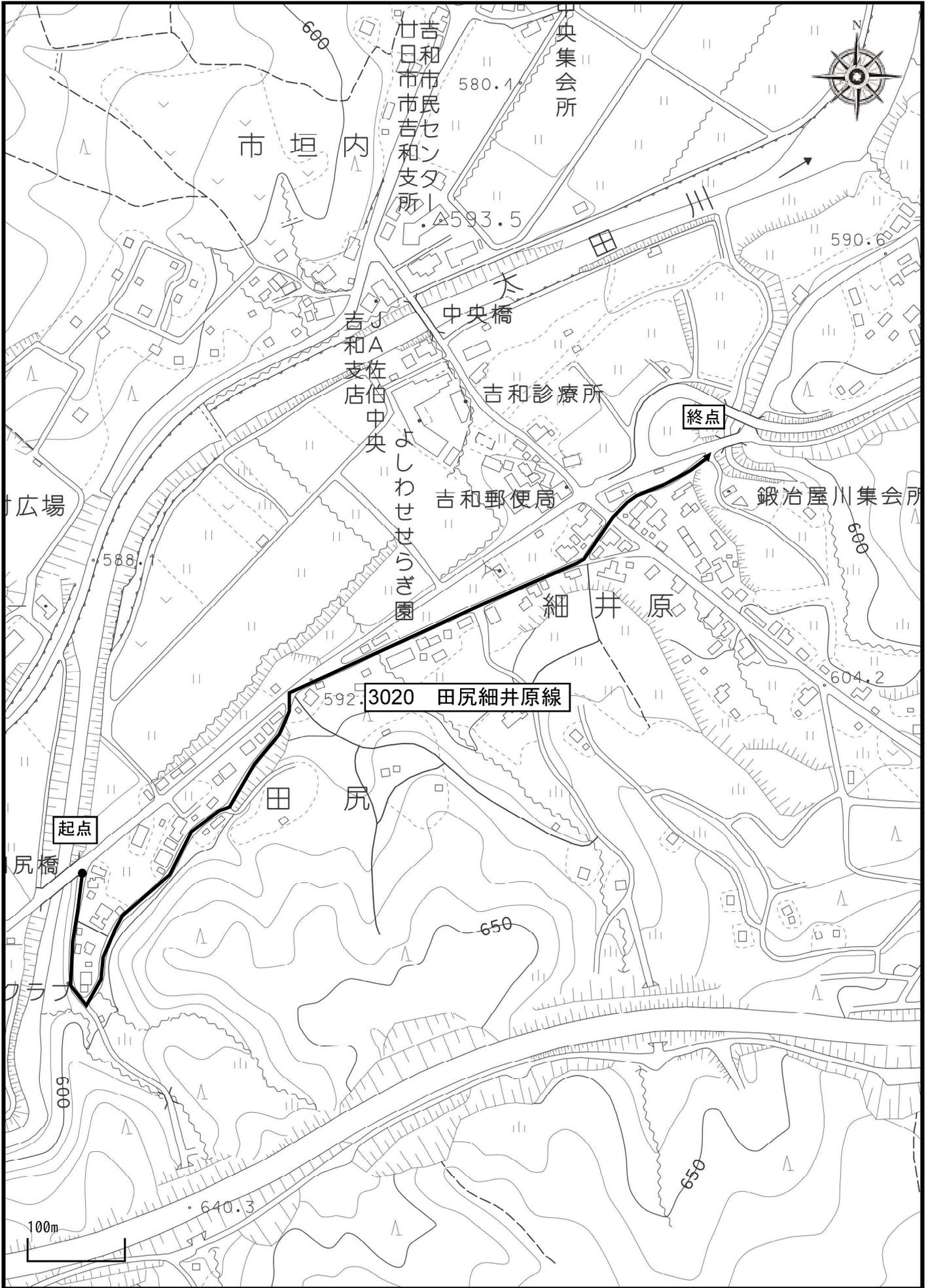
認定路線図 3



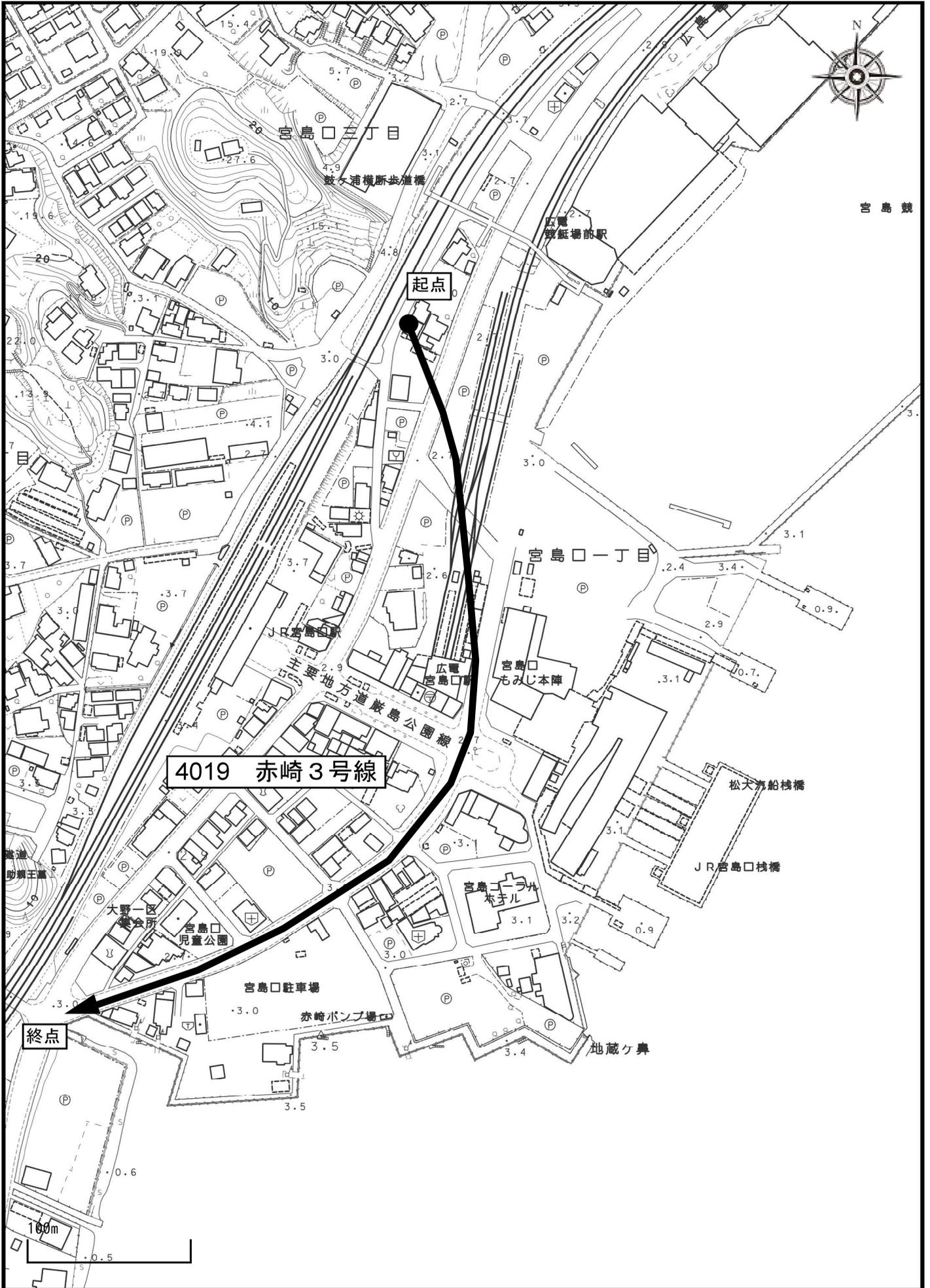
認定路線図 4



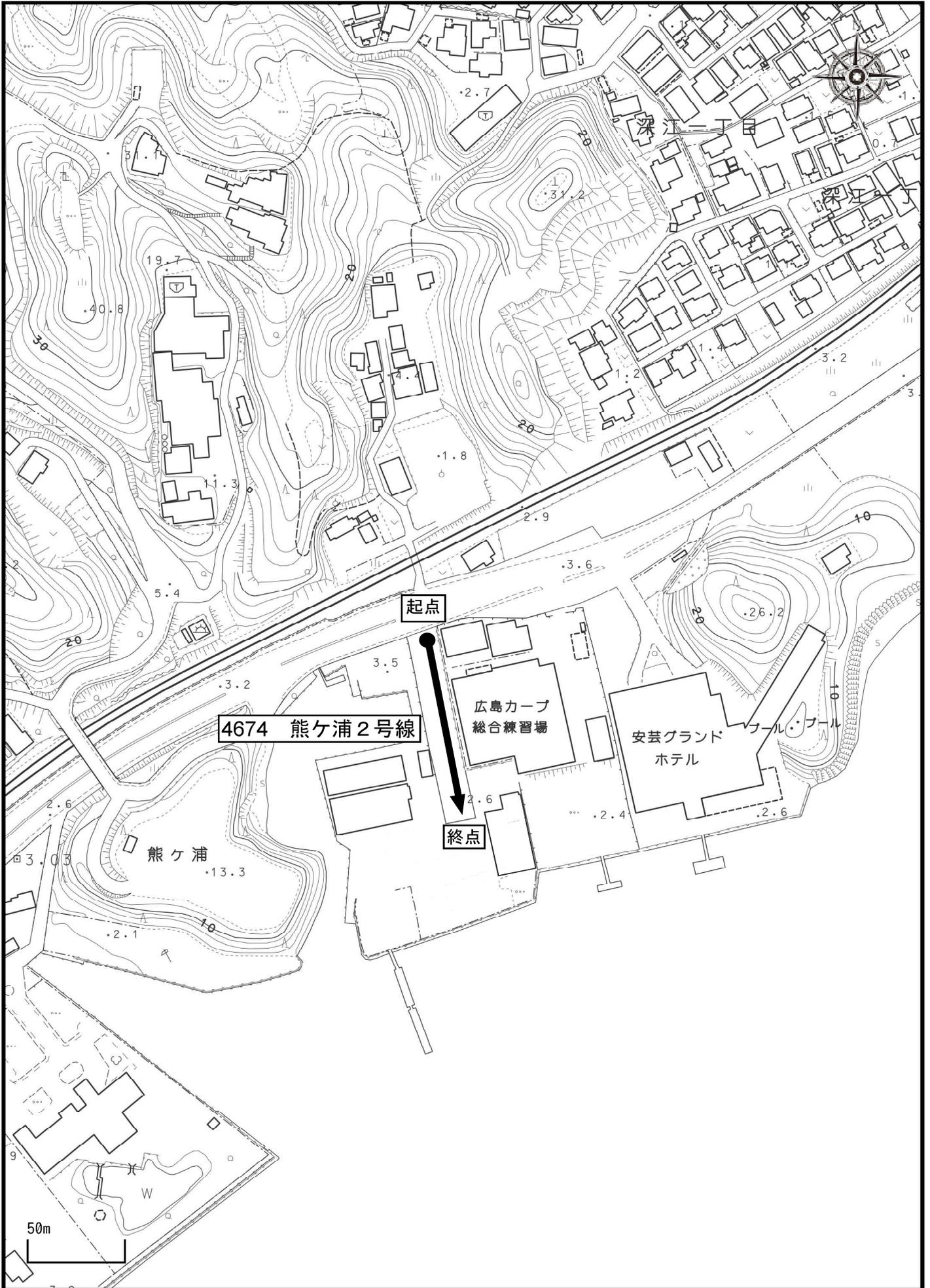
認定路線図 5



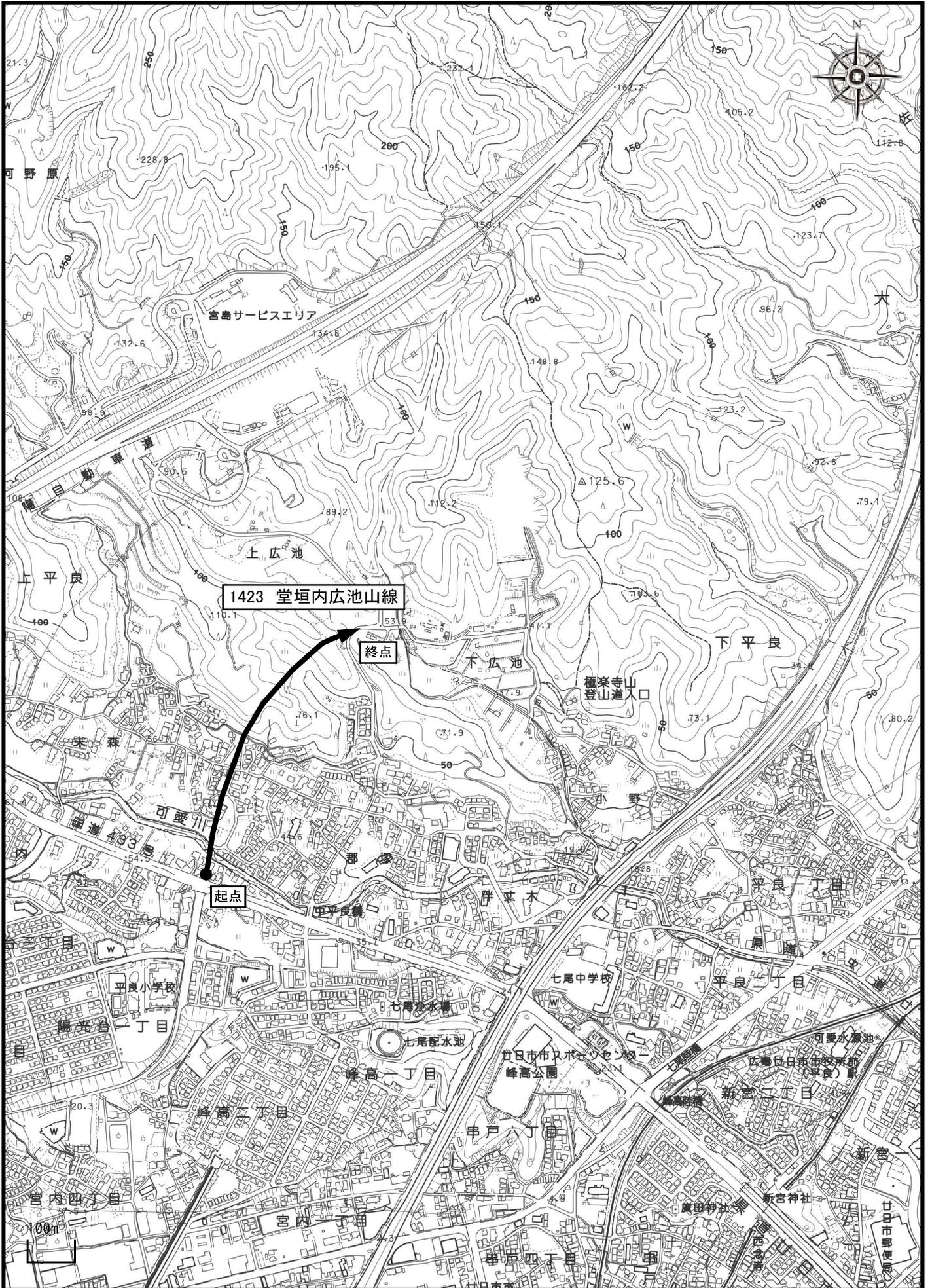
認定路線図 6



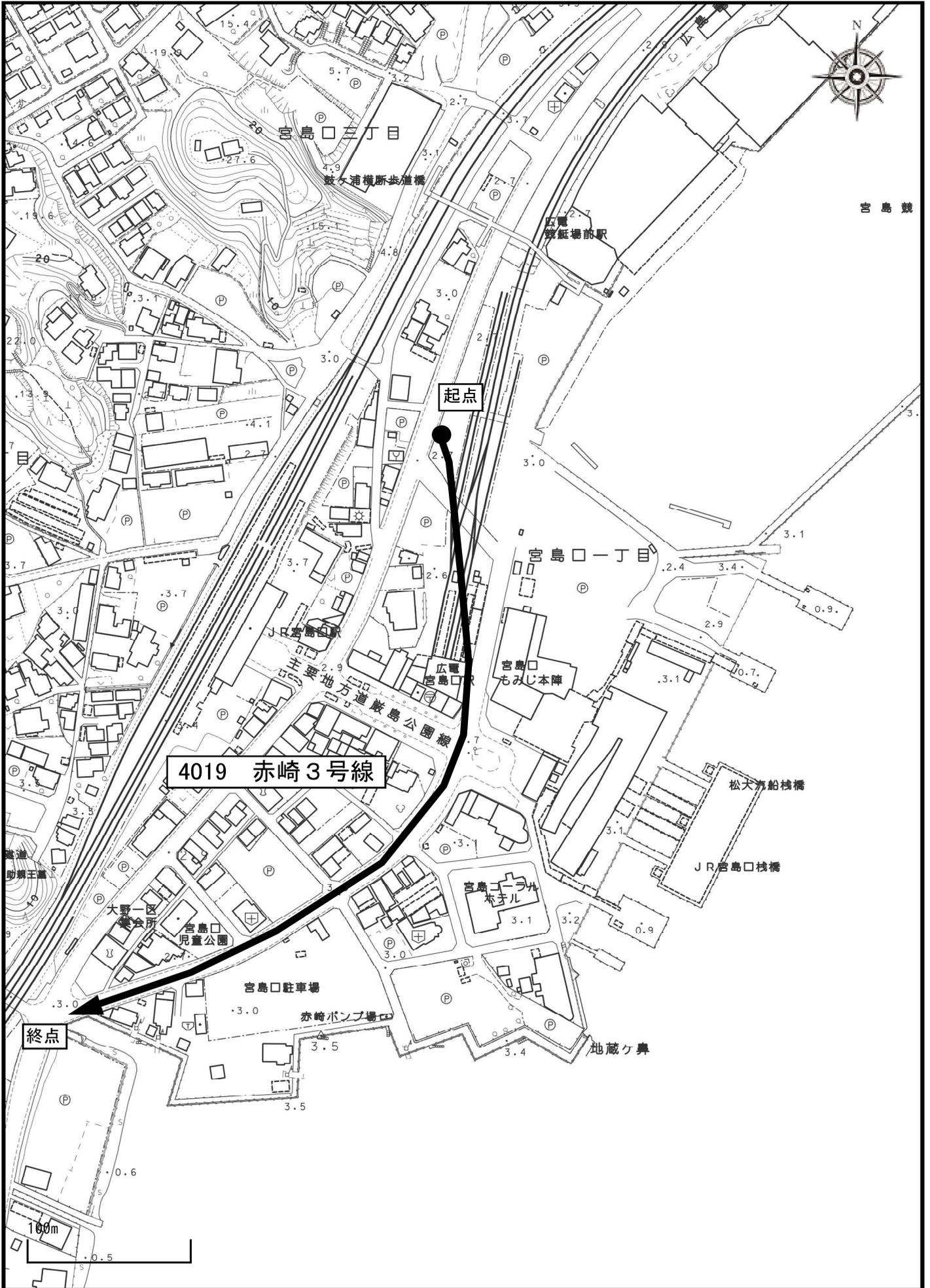
認定路線図7



廃止路線図 1



廃止路線図 3



(議案第 4 5 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(維持管理課)

1 提案の要旨

J A 広島病院前駅自転車駐車場の指定管理者を次のとおり指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

J A 広島病院前駅自転車駐車場

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市下平良一丁目 1 番 5 号

公益社団法人 廿日市市シルバー人材センター

理事長 大 島 博 之

(3) 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から

令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第46号)

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 青木晴美委員は、令和4年3月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

青 木 晴 美 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

水 中 誠 三

青 木 晴 美

大 和 耕 一

2 根拠法令

地方公務員法

第9条の2

② 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(諮問第1号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 兒玉宣明委員、前田幸子委員、正留律雄委員及び増田育委員は、令和4年6月30日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

兒 玉 宣 明 (再任)

前 田 幸 子 (再任)

石 井 憲 幸 (新任)

能 島 美 緒 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

西 本 タツ子

兒 玉 宣 明

原 一 代

前 田 幸 子

新 居 克 己

青 木 敬 子

正 留 律 雄

白 築 京 子

梅 本 光 子

西 田 弘 展

増 田 育

松 浦 伸 二

山 本 紀 枝

河 野 和 夫

下 桶 博 美

島 雅 夫

中 田 禎 二

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。